

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ (第2回)
 主なご意見

教員及び職員の体制に関すること

- 機関の責任者を示す総称としては校長よりも機関長の方がなじむのではないか。

<留学>

- 校長に必要な見識については、より具体的な説明が必要(例：人事、生徒、施設設備管理等)ではないか。
- 主任教員の主な要件に「他の教員の指導に必要な知識・技能」とあるため、知識・技能偏重の誤解を生み、古い教育の再生産につながる。主任にはそうした知識・技能のみでなく、「教育理念」も必要ではないか。
- 研修について、特に機関外の研修は新しい教育を知る上で重要であることから、「機関内外での研修に加えて、機関内で初任者等を対象とした…」等、OJT以外に研修を実施することを明確に求めるべきではないか。

<生活>

- 主任教員の呼称として「コーディネーター」とあるが、関係機関との連携体制の構築に必要な知識・技能を要件として求めるべきではないか。

施設・設備に関すること

<就労・生活>

- 校舎以外の場所で授業を行う場合の要件である「連携する他者との協定」について、企業の会議室等、協定が考えられる一方、公民館などの一般公開の施設を利用する場合、申込制であるため、協定を結ぶことは考えにくいのではないか。
- 校舎以外の場所で遠隔授業を行う場合の補助者について、必ずしも必要ないのではないか。

教育課程に関すること

<留学>

- レベル判定をふまえ課程の途中から編入したり、飛び級により途中で終了したりする場合や、早期の進学や就職も含め、中途退学が不利にならない扱いにするべきではないか。

- 入学許可後、来日・入学までに学習している等、生徒の入学時点の日本語能力にばらつきが生じることへの配慮と柔軟な制度設計が求められるのではないか。
- 進学を目指さない課程もあるため、終期の規定については、進学を目指す課程に限定した記述とする必要があるのではないか。
- 5つの言語活動について、各科目ですべてを実施しなければならないとの誤解を防ぐため、「課程全体で」といった書きぶりが必要であるのではないか。
- 大学や専門課程を置く専修学校における 160 単位時間までの日本語教育課程以外の科目の履修に関する要件について、生徒のレベルが B 2 以上であれば補助者は不要ではないか。
- 補助者については、学習のサポートの観点から必要であり、望ましいが、義務化するのには現実的ではないのではないか。
- 臨時的な措置としてオンラインが認められているが、海外との連携や来日前教育といった需要もあり、オンラインを実施できるようにすべきではないか。

<就労・生活>

- 教員数の規定について、就労・生活では、留学のようにフルタイムで授業が行われるわけではないので、生徒数に応じた基準はなじまないのではないか。同じ生徒数の課程でも、学習時間が 10 時間や 100 時間というように異なり、それに従って教員の必要性も異なる。したがって総授業時間数に対して教員数を規定する方が実態に合っているのではないか。
- 修了要件として、課程で求める時間数以上の履修とあるが、生活・就労は切り分けた提供が可能なので、課程で定める時間数以外の修了要件を設けることがあってもいいのではないか。
- 空白地域、学習者が散在している場合、外出が難しい方等、対面が困難な学習者にはフルオンラインは必要である。同時双方向という規定を満たした上でのフルオンラインを認めていいのではないか。

生徒への学習上・生活上の支援体制について

<就労・生活>

- 行政につなぐ役割は重要であるが、生活指導という言葉はなじまないのではないか。
- 生活指導担当者を置けばいいというものでもなく、「必要な情報の提供が可能な体制」や「さまざまな機関との連携」といった体制や役割等について具体的に盛り込むべきではないか。

その他

- 認定日本語教育機関の公表の項目について、「認定の年月日」だけでなく、機関の日本語教育の実績を示すために「日本語教育開始年月日」も公表すべきではないか。
- 自己点検評価の財務に関することに、仲介料等の手数料の状況が含まれているが、定期報告において国に仲介料の額を報告する方法も検討していいのではないか。
- 学籍に関する記録の保存は、企業からの依頼の場合、個人情報保護関連の法令との関係で、長期保存が難しい場合もあるのではないか。

大学の別科等に関すること

- 認定日本語教育機関に関して、大学関係者に他人事として捉えられるのではないかと危惧する。大学関係者への周知を図ることが大変重要ではないか。